

議会運営委員会 会議録

日 時 令和8年3月9日（火曜日）

午前9時開会、午前9時45分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）追加議案の提出について

（2）土浦市情報セキュリティポリシーの策定について

（3）政務活動費の手引きの改正について

（4）その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長	篠塚	昌毅
委 員	平石	勝司
委 員	今野	貴子
委 員	島岡	宏明
委 員	奥谷	崇
委 員	田中	義法
委 員	滝田	賢治

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長	勝田	達也
副議長	矢口	勝雄

事務局職員出席者

局 長	櫻井	良哉
次 長	小野	聡
係 長	津久井	麻美子

主 任	岩松 英統
主 幹	高橋 陽平
主 事	古宮 英剛

傍聴者（0名）

○篠塚委員長 それでは、ただ今から議会運営委員会を開会いたします。まず、議長よりお願いいたします。

○勝田議長 皆さんおはようございます。大変お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。委員長からもありましたとおり、御協議をいただきたい事項がたくさんございますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。早速協議に入ります。本日は議事進行の都合により、協議事項（２）土浦市情報セキュリティポリシーの策定についてから、御協議をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 では、資料２を御覧ください。本件は令和８年の地方自治法の改正に伴い、土浦市が管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表することが義務付けられたことにより、この度、市の方針が策定され、４月から議会としてもこのセキュリティポリシーを遵守することとなりました。内容につきましては、資料２の７ページを御覧ください。議会といたしましては、タブレット端末が該当しております。タブレットを導入した令和２年に土浦市議会タブレット端末の貸与及び運用に関する規程を作成しておりまして、この規定の第５条や第８条を遵守することが、セキュリティを確保するために必要な事項となります。改めて御確認のほうをお願いいたします。こちらの第５条と第８条を要約しますと、タブレットをなくさないこと、他人に貸さないこと、改造等による機能の追加をしないこと、国外でのデータ通信をしないこと、他機器との接続はしないこと、無断でアプリをインストールしないこと、パスワードの管理の徹底を図ること、議員個人の情報を保存しないこと、タブレットに係る事故等が起きた場合は、議長に報告することという内容になっております。また、フリーWi-Fiへの接続についても、情報が漏えいする恐れがあることから、接続しないようお願いいたします。説明のほうは以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、何か御意見、御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 確認ですが、アプリのダウンロードについては、必要が認められた場合はダウンロードできると思いますが、その場合の方法を再度説明していただけますか。

○小野議会事務局次長 アプリインストール申請書が事務局に御用意してございますので、そちらにアプリの名称であったり、何に使うかという理由を記載いただいた上で、御提出いただき、議長の決裁をもとにインストールをするという形になります。

○篠塚委員長 よろしいですか。Wi-Fiの件とか大丈夫ですか。フリーWi-FiとWi-Fiの違いというのも確認は大丈夫ですか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、御意見もないようですので、土浦市情報セキュリティポリシーの策定については、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今のとおり決定いたしました。土浦市情報セキュリティポリシーの策定については、11日の全員協議会において、私から説明させていただきます。つぎに、協議事項（3）政務活動費の手引きの改正についてでございます。先日の全員協議会において、議員の皆様からいただいた御意見について、協議をお願いいたします。まず、資料3「4. 交通費、宿泊費等について」の項目にございます「自家用車による公務出張は認めない」の文言の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 それでは、資料3を御覧ください。3月3日の全員協議会において、鈴木議員よりありました「自家用車による公務出張は認めない」という文言の取扱いについてでございます。この件について、鈴木議員に改めて確認したところ、新しい議員や今後入ってくる議員が混乱しないように、明確に記載して欲しいということでございました。つきましては、資料3のとおり、朱書きで書いてありますけれども、「自家用車による公費出張においては、政務活動費の支出は認めない」という文言にしてはいかがと思いますので、御協議のほう、よろしくをお願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。まず、この点に関して皆様の御意見等はございますでしょうか。

○今野委員 非常に分かりやすくなったと思います。

○島岡委員 政務活動費というのは何ですか、この場合。例えば、自家用車で行って、食事とかした場合の食事代とかはどうなりますか。自家用車で言ったら、政務活動費の支出を全部認めないということですよ。

○篠塚委員 この場合の政務活動費は、政務活動として認められた、認定された場合の交通手段についてですので、例えばレンタカーを使った場合には、実質バス料金とかに振り替えると。ただ、個人で行く場合は、自家用車で行った場合は認められませんよ。例えば、視察に行きましたと。羽田から飛行機で飛びますと。ただ、集合に遅れてしまったので、羽田空港まで自分の車で行き、駐車場に止めた場合、政務活動費の支出は、一切認められませんということです。

○島岡委員 出張においての、自家用車で行った場合の政務活動費の支出を認めないということですか。

○篠塚委員長 そうということです。

○島岡委員 そのとき、行ったときの食事代も認めないと解釈できませんか。

○篠塚委員長 食事代は行程表を出していると思いますので、全て行程表の中に含まれてる分には認めるということです。食事代はまた別の話です。

○小野議会事務局次長 こちらは、文章のみを抽出しますと、そういうふうに見えますが、4番の「交通費、宿泊費等について」の項目においてでございますので、交通費、宿泊費等の部分で、自家用車による公務出張は認めないという意味でございます。

○田中委員 でも、項目が交通費、宿泊等になっているところなので、この政務活動費と書いてしまうと、この宿泊費も認めないに値しちゃうんじゃないかなと。逆に言えば、この政務活動費ではなくて、自家用車の交通費は認めないにすればいいんじゃないかな

と思うんですけど。

○篠塚委員長 前回ですね、「自家用車による公務出張は認めない」という文言について、再検討するよう提案があつての話ですので、もう少し詳しく書いたほうがいいのではないかとのことでしたので、このように変更しましたが、今の御意見ですと、元に戻ってしまうので。

○島岡委員 元に戻るっていうより、この政務活動費という文言を入れたことで、解釈が違ってくるのではないかという、そういうことなんです。

○篠塚委員長 根本的に、政務活動費の手引きの一つの項目の部分ですので、項目の詳細を捉えてしまうと、全体的な政務活動費自体が見直しになってしまいますので、その中の自分の車で行くものに対しては、政務活動費として支出を認めるのはいかなものかということが、大前提だということですね。

○島岡委員 では、自家用車での公務出張においては、政務活動費のうち、自家用車を使った交通費に対しては認めないというそんなものが一言あれば、政務活動費に対しては支出できると。政務活動費の食事代等には支出できるけど、自家用車に係る交通費に対しては認めることはできないというのが、より正確ではないかなと感じます。

○奥谷委員 3日の全員協議会で提示していただいた政務活動費の手引きを今見ていたのですが、その中で5ページのところに交通費、宿泊費用についてということで、項目がずらっとあるんですが、この文章を読んでいくと、赤字で特急料金についてはというところが追加になっていまして、東北新幹線の乗車は上野駅からとする。その次に、宿泊費についてはということで、この赤字の記載の部分がついていて、また段落が変わって自家用車による公務出張は認めないというふうになっているので、可能であれば、この「自家用車による公務出張は認めない」という文言を宿泊費の前に移動させれば、文章的にはおかしくないのかなというふうに思いますが、「東北新幹線の乗車は上野駅からとする」の後に「自家用車による公務出張は認めない」というふうに交通費のところにくくってしまえばいいのかなと思います。この文言が離れて、下のほうにあるので、その前全体に係ってしまうような印象は確かにあるのかなというふうに私は感じましたので、そこは御議論いただいてもいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○篠塚委員長 今回の改正は、出張旅費等が変更になりましたので、それに伴う改正になっていますので、それも含めて、宿泊費なども以前と違ってしますので。

○奥谷委員 先ほど自家用車による公務出張は認めないという文言を少し前に移動させたほうがいいのではないかというお話をしましたが、「東北新幹線の乗車は上野駅からとする」の後に入れるのか、それとも、その前の段落の「ただし公務のため特に必要とする場合は実費額とする」の後に「自家用車による公務出張は認めない」というふうに入れたほうが流れはスムーズなのかなというふうに思いますので、特急料金は特急料金でこのままで結構ですし、その後宿泊費についてはということで、また、話はここで変わると思うので、「自家用車による公務出張は認めない」という文言を移動させる場所を変えれば、そんなに難しい話ではないのかなというふうに思います。

○篠塚委員長 今回特に様式1号について、自家用車の項目に関する様式について、そ

れも廃止するということがありますので、自家用車による公務出張を認めないということから、それが全部廃止になるということも含めての改正ですので、政務活動費については、御案内のとおり、各会派なり、会計責任者が事務局と相談をして、その中で支出していかどうかを確認をして、また、会計報告を確認をしていただいて、最終的には収支報告書を総務市民委員会において審査をするという形になっておりますので、その中の項目であるということも頭の中に入れていただいて、御意見をいただければと思います。

○**島岡委員** 確かにこれ、3月3日の全員協議会の資料を見ると、奥谷議員が言ったように、交通費のくくりと宿泊費のくくりを別にすれば、分かりやすい、後で何か言われることはないのかなという感じがいたします。

○**篠塚委員長** それでは、いかがなものでしょう。くくりを分けるということによろしいのでしょうか。もう一つ、自家用車の公務出張は認めないという文言だけでいいのか、これを政務活動費と加えるほうがいいのか、その辺りはどうでしょう。あまり重なっても仕方ないかと思いますが、その辺りも含めて御意見いただけますか。より分かりやすいようにしたほうがいいのかということです。よろしいですか、11日の全員協議会で報告しなければいけないと思いますので、今言われたように、交通費と宿泊費の区分を分けるところに文言を加えると。文言は、「政務活動費は、自家用車の使用を認めない」という文言のほうが、先日鈴木議員が言われたことに近いのかなと思いますが、どうでしょう。その2点。

○**奥谷委員** 先ほどの追加する場所を変えるというところと、後は文言としては、今日資料3で提示いただいた「自家用車による公務出張においては、政務活動費の支出は認めない」という文言を前に持ってきて、挟み込めばいいのかなというふうに思います。

○**篠塚委員長** 今御意見出ましたが、いかがなものでしょうか。

○**島岡委員** 私もそれでしたら、誤解を生まないんじゃないかなと思います。

○**篠塚委員長** では、そのように直していただいて、全員協議会で報告ということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○**篠塚委員長** ありがとうございます。

○**小野議会事務局次長** 再度確認をさせていただきたいのですが、先ほどの「ただし公務等のため、特に必要とする場合は実費額とする」の下に、この「自家用車による公務出張においては、政務活動費の支出は認めない」という文言を入れた上で、その後、特別急行料金についてはと流れるという形でよろしかったでしょうか。

○**篠塚委員長** 変更した文言を、全員協議会で報告する前に、議会運営委員会のメンバーに送っていただいてもよろしいですか。確認していただくということですね。もう1点、これからありますので、それも含めて、手引きの直した部分は、議会運営委員会の皆さんにお示しいただきたいと思います。それでは、ただ今のとおり決定させていただきます。つぎに、資料4海外行政視察に関する規定の追加についてでございます。現在、政務活動費の手引きでは、海外行政視察に対し、政務活動費の支出は認めないことになっ

ております。ただし、姉妹都市における提携記念行事に参加し、式典終了後に、政務活動を行った場合は、10万円を限度として政務活動費から支出できるものとするという規定がございます。この規定に台南市等の友好（交流）都市も追加してはいかがかという御意見が前回の全員協議会でございました。この件に関して皆様の御意見をいただきたいと思っております。いかがなものでしょうか。

○小野議会事務局次長 資料4では、海外視察に関わる部分に朱書きの網掛けで示してございますので、そちらを参考をお願いいたします。例えば、2ページ目の一番上のほうに姉妹都市というのがあるかと思いますが、その辺りが海外視察関係でございます。

○篠塚委員長 ちなみに、姉妹都市と友好都市、土浦市が締結しているところも発表していただいてよろしいですか。

○小野議会事務局次長 姉妹都市につきましては、パルアルト市でございます。友好交流都市というのが台南、友好都市というのが、フリードリッヒスハーフェン市になります。ちなみに、友好都市と友好交流都市のほうは、協定の名称からつけておりますので、一方は交流がついていて、一方はついてないという形になってはいますが、違いはございません。以上でございます。

○島岡委員 土浦市が台南市と友好交流都市になったのが、2年前ですか。それから追って、水戸市が台南市と友好交流都市を結んだと思います。水戸の状況は分かりますか。状況というか水戸の視察関係は把握はできてませんよね、まだ。

○小野議会事務局次長 会派で政務活動費を使った海外視察は行っていないかと思えます。

○島岡委員 かすみがうら市もまた台湾との交流を始めましたね。また、台北は笠間市と栗関係ですごく盛んに交流をしていると聞いておりますが、今のお話でいくと、イベントがあったときだけ、10万円の支出を認めるよということですが、もう少しフリーな形で10万円でもいいんですが、台南市のいい所がすごくいっぱいあると私は行って思いましたので、例えばマンゴーが11種類で、日本には3種類ということなんですが、今度鉾田市でマンゴー栽培を始めるということで、鉾田のほうでまた台南市と技術提携をするということも、実は鉾田の方から聞いております。ですから、内容のあることでしたら、例えばイベントがあるときだけというのではなくて、そういうふうな内容のある友好交流ができようにしたほうがいいのではないかなとは思っています。

○篠塚委員長 そうしますと、今の御意見は、提携記念事業とか式典関係なく、政務活動費を支出してもいいんじゃないかと、10万円の限度も無しでいいのではないかとという御意見ですか。

○島岡委員 イベントだけのときに行ってランタンを見に行くとかではなくてもいいのではないのかなということです。今度つくばに台湾セミコンダクターの研究所ができますよね。それで、実はこちらで中国語ができる方が台南のほうに就職するという話がありまして、でもこちらにできるからこっちでというような話もありまして、台湾と日本との交流がより深まるのではないかなということがございますので、そればかりではなくていいのではないかと。10万円のことは10万円で、もうそれはいいじっていません。

○篠塚委員長　ちなみに、なぜ記念行事や式典ということに限定されているかということ、これは国内の行政視察もそうだと思いますが、先方との連絡を調整して、こちらの視察項目を提示して、先方も受けてくれるということで、初めて視察が成り立つということが大前提ですので、ですから、このようにパロアルト市であれば、向こうで企画して、もうこちらが自由と言っても、向こうで受け入れてくれないと何もできませんので、それも含めてこのような形になっているということだけ頭に入れておいていただければと思います。今回は友好（交流）都市まで入れるかどうかについて議論いただいて、その先のことは、その都度、やっていくことではないかと思いますので、その辺りを含めて御意見をいただきたいと思います。

○滝田委員　例えば、他市の事例を調べていただくということはどうなんですかね。例えば、姉妹都市を入れてやっているところとかそういった事例を元に調査してもらうというか、時間が掛かりそうであればどうしようもないんでしょうけど、時間があるうちにそういった事例を探していただいて、議会運営委員会で諮ってもらうのも一つの手かなとは思いますが、どうでしょうか。

○櫻井議会事務局長　県内の友好交流とか姉妹都市を結んでいるところの情報を確認することはできますが、必ずしも政務活動費内であるかどうかということまではお答えができませんが、それでも調査はすることは可能でございます。

○篠塚委員長　今回はこれを入れるかどうかということで、その後調査を引き続きしていくということであれば、それは議運のほうで続けて議論していくということによろしいですかね。というのは、4月から政務活動費が支給されますので、それまでには手引きを改正しなくてはなりませんので、友好交流都市を入れるかどうかの議論だけしていただいて、その後については、また議会運営委員会で諮って情報を収集していくという形で進めさせていただきたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○島岡委員　まずはそれをやっていただいて、目的もこれからまた皆さんで諮っていただいて、先ほどの滝田議員の話ですが、台南市は日本全国にたくさんの友好都市を持っていたと記憶しております。ですから、いろいろな情報が入ってくるのではないかなと思います。

○篠塚委員長　御意見もなければ、海外行政視察の規定に友好（交流）都市も付け加えるということによろしいですか。それとも、無しということで、4月からも引き続き議論していこうということで、どちらの方向にしましょうか。海外行政視察は、政務活動費の支出を認めていないという大前提ですので、ただし、姉妹都市のほかに友好交流都市を認めるかどうかということですので、その辺はどうでしょう。

○島岡委員　認めていただいて結構だと思いますが。

○篠塚委員長　そのほか、御意見ございませんか。

○奥谷委員　4月までということ、少し時間がないのかなという気が私はするので、結論は後々出すにしても少し議論をしたほうがいいのかというふうに私は感じます。ここに姉妹都市は入っていますが、ここに友好都市、友好交流都市を追加するのであれば、もう少しほかの事例も参考にした上で、慎重に協議をしたほうがいいのか

なというふうに私は感じます。

○**島岡委員** この議論は実は2年前にやっております、その時はこのような結果になったと私は理解しております。それで、またこういう話が出てくるといことは、皆さんの間でそういうふうにしたいという思いがあるから、こういうふうに出てきたのかなと私は認識してるんですけど。2年半前にこの議論を1回、全員協議会でも出ていたと認識しております。

○**篠塚委員長** 結論を出したいと思いますが、議長どうぞ。

○**勝田議長** いつかの全員協議会において、複数の議員の方から台南に行けてもいいのではないかなという御意見が出たのは承知しております。皆さん方もそれに対して否定的ではないと思いますが、どのような行事に行けるのか、あるいは国内の視察のような形で行けるのかということに関しては、詰める事項がございまして、短期間でなかなか出すわけにもいかないというところはあるというのが今、皆さんの御認識かと思いますが、全員協議会での御意見に対してのお答えも出すという必要性もあると思いますので、できればまずは島岡委員もおっしゃったとおり、友好（交流）都市というのを付け加えていただいて、その先、どういったものに行けるのかということに関しては、他市の事例など、あるいは先方の状況を確認しながら、進めていくというような形ができればと思っております。あまり意見言うのはどうかなと思いますが、そうしないとなかなか1歩踏み出すということがしづらいと思いますので、皆さんの御意見を大切にするという意味では、まず加えていただくというファーストステップが必要なのかなというふうには感じております。よろしくお願いします。

○**篠塚委員長** 2点ですね、4月から政務活動費の支給が始まりますので、今回の全員協議会で報告しないと進みませんので、まず、友好（交流）都市を入れるかどうか、それとも、4月以降も議会運営委員会で議論をしていく、それから決めたほうがいいだろうと、まず、二つを入れるか入れないかだけ決めていただいて、どちらに決まっても、この内容については議会運営委員会で引き続き協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、採決いたします。まず、友好（交流）都市を追加したほうがいいと思う方、挙手を願います。

（平石副委員長、島岡委員、田中委員）

○**篠塚委員長** 今回は見送り、これから議論していったほうがいいと思う方、挙手を願います。

（今野委員、奥谷委員、滝田委員）

○**篠塚委員長** 可否同数ですので、委員長採決といたします。海外視察については、いろいろ議論したところで、この間全員協議会でもありましたので、友好（交流）都市を加えたことによって、弊害は出てこないと思います。ただし、内容はこれから精査していかなくてはならないので、友好（交流）都市を加えて、引き続き、議会運営委員会で調査していく必要があると思います。政務活動費については、まず、会派でチェックしていただいて、事務局でチェックをして、最終的には総務市民委員会で審査し、承認されるかどうかということになりますので、その支出が適正かどうかは、全議員で決めるこ

とになりますので、それも含めると追加しても大丈夫かなと思いますので、私は追加ということにさせていただきますので、それで決定ということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、ここで執行部の案件に入ります。

(執行部入室)

○篠塚委員長 それでは、協議事項(1)追加議案の提出について、協議をお願いいたします。執行部から説明をお願いします。

○山口市長公室長 令和8年3月第1回定例会最終日に提出を予定しております追加議案の説明をさせていただきます。サイドブックの資料1、定例会追加議案概要をお願いします。今定例会最終日に追加議案として提出を予定しておりますのは、1ページの表紙、それから2ページの提出案件一覧にございますように、人事4件でございます。当初、人事案件2件を予定しておりましたが、新たに2件を追加するものでございます。3ページをお願いをしたいと思います。新たに追加することとなりましたのは、議案第53号、第54号となります。議案第53号土浦市副市長の選任の同意につきましては、現在1名となっている副市長につきまして、本年4月から二人体制とするため、新たに副市長の選任の同意をお願いするものでございます。議案第54号土浦市教育委員会教育長の任命の同意につきましては、現教育長が今月末をもって辞職されますことから、後任の教育長の任命の同意をお願いするものでございます。以上2件が新たに追加をいたします議案となります。なお、議案第55号土浦市教育委員会委員の任命の同意、議案第56号土浦市公平委員会委員の選任の同意につきましては、定例会前の議会運営委員会において説明をさせていただいておりますので、今回は説明を割愛させていただきます。また、人事案件2件が追加となりましたので、前回説明した議案番号にずれが生じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。説明は以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。この議案2件について、御質問等はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 では、私のほうから一つ。議案第54号の教育長の任命の件ですが、9月に再任をされて3年間が始まったと思いますが、令和8年度の4月から学校関係は新しい環境で学校教育経営が始まります。土浦市の教育方針というものを決める大事な時期に、なぜ教育長が変わるのかというのは、辞められるのは仕方がないですが、体制はどのように整えていく考えかをお伺ひしたいと思います。

○山口市長公室長 入野教育長が今月末をもって辞任したいという届けを出されたというふうに伺っております。今後の教育委員会の教育の在り方ということだと思いますけれども、これは後任の方とよく引継ぎをしていただいて、土浦市の教育を今後も良くしていただけるようにしていただきたいというふうに私も思っております。よろしくお願ひします。

○篠塚委員長 教育現場が混乱しないように、是非お願ひしたいと思います。そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ないようですので、以上で追加議案の説明は終わりました。執行部からほかに何かございますか。

○小林副市長 一般質問最終日の3月11日水曜日9時45分から予定をしております全員協議会でございますが、議案等概要にあります議案第55号、議案第56号についての説明を当初予定しておりましたが、ただ今、市長公室長から御説明申し上げた追加の2件を含めまして、計4件の人事案件について、御説明をすることとなりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、現時点におきまして、議会最終日の案件の予定はございませんが、必要が生じた場合に、全員協議会の開催をお願いしたいと存じますので、あわせてどうぞよろしくお願いいたします。そのほかについては、特にございません。

○篠塚委員長 ありがとうございます。委員の皆さんもよろしいですか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、執行部の退席していただいて結構でございます。

（執行部退席）

○篠塚委員長 最後に、（仮称）土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例について、議員の皆様から種々御意見をいただきました。今定例会中に、再度議会運営委員会を開催し、この件に関して御協議をいただきたいと思いますので、今度の全員協議会では、そのように報告をさせていただきますので、御意見があれば、各会派のほうでまとめていただいたりしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。御意見の一つに、議長が当事者となった場合、副議長がという項目があったと思いますが、その次に、年長議員という項目があったと思います。これは、議会が初めて招集されたときに、年長議員が議長を務めるという地方自治法に基づいて記載しましたが、議長、副議長がいるということはもう議会が運営されていますので、その下に、年長議員ではなくて、違うものにしたいという御意見がありましたので、その辺りも含めて、後で御議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。最終日までに、また報告できるようにしたいと考えておりますので、皆様には御協力いただきたいと思います。

○島岡委員 例えば、専門である総務市民委員長とかそういう方もありということですか。

○篠塚委員長 皆さんに御意見をいただいてということですので、ありということだと思います。ただ、通常ですと、三役というと、議長、副議長、議会運営委員長というのが三役ということになっています。それも含めて、ほかにもいろいろな御意見が出ましたので、また、まとめて御意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、今回の資料で各議員に非公開とするものがございますか。事務局いかがでしょうか。

○櫻井議会事務局長 ございません。

○篠塚委員長 それでは、全ての資料を公表いたします。以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。